

令和2年10月27日

一般旅客定期航路事業者に対し輸送安全確保命令を行いました

(福本フェリー株式会社：「向島～尾道航路」)

福本フェリー株式会社（広島県尾道市：法人番号 3240001039358）経営の一般旅客定期航路事業「向島～尾道航路」に就航している「第拾五小浦丸」が、令和2年4月15日に不適切な操船により棧橋に衝突した事故を惹起したことを端緒として、中国運輸局では海上運送法第25条に基づく立入検査を実施し、輸送の安全に関する現状を調査しました。

その結果、上記の事故原因の他に、令和元年9月4日付けで発出した輸送の安全確保に関する命令の命令事項について、安全面の改善策の実行が不十分であり、命令に違反した事実が判明しました。

船舶の法定検査に留意した配船計画を策定した就航船舶の状態の一元管理をしていなかった事実、事故等発生したにも関わらず関係機関へ報告していなかった事実、船舶の着棧後、係船索を取らせた後に旅客等を下船させるという作業基準によらないで作業を実施していた事実及びクラッチリモコンの故障が再度発生したにも関わらず原因調査や再発防止策が十分に行われていない事実が確認されたため、海上運送法に基づく行政処分を行い、本日、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書の交付を行いました。

今後、同社から改善策を提出させ、再発防止と、より一層の安全な運航の確保を図ります。

記

1. 交付日時 令和2年10月27日(火) 午後1時00分～

2. 交付場所 中国運輸局

3. 命令の概要

①安全統括管理者は、事業者として就航船舶の状態を一元的に管理するため、船舶安全法に定める検査の受検計画(全ての種類の検査が対象)に留意した配船計画の策定を行い、状況変化に応じて常に改定するなどの措置を講じること。

また、安全統括管理者は、船舶検査証書の有効期間や中間検査の検査時期等について、複数の担当者により確認できるよう、常に就航船舶の船内及び事業所内での掲示等を行い、状況変化に応じて常に改定すること。

- ②安全統括管理者は、運航管理者及び船長に、事故等の際には、非常連絡表に従い、関係官署等に遅滞なく報告を行わせること。また、安全統括管理者は、報告を徹底するため、安全管理規程の事故処理基準に定める「事故等の範囲」や「非常連絡表」について就航船舶の船内での掲示等を行うこと。
さらに、安全統括管理者及び運航管理者は、乗組員に安全管理規程及び事故処理基準を理解させる教育及び訓練を実施し、実施した内容を記録簿に記録すること。
- ③安全統括管理者は、安全管理規程に定める作業基準に基づき、乗下船作業の手順を船内に掲示するなどして、現場作業員に作業基準に従った手順での係船索の係止を徹底させること。
- ④安全統括管理者は、令和2年4月7日に発生した不具合の抜本的な原因究明と再発防止策を講じるとともに、就航船舶の各種機器等の定期的点検整備が確実に励行されるよう、今後の点検整備計画を策定し、確実に実施させ記録するなどの改善策を講じること。点検整備計画には、少なくとも、これまでの安全運航の支障要因ともなっている機器の故障（操舵不能、ランプドア作動不能、主機関停止、クラッチ操作不能）の再発防止策を含むものとし、故障が発生した場合は、再発防止策を行い、計画を見直すこと。
また、安全統括管理者は、発航前点検においても、船長にこれらの機器に故障が生じていないか確認させるとともに、点検簿に結果を記録させること。

【参考】

○海上運送法第19条第2項（輸送の安全確保に関する命令）

国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

○海上運送法第25条第1項（立入検査）

国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第29条の二第1項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

問合せ先： 中国運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官
TEL:082-228-8708 FAX:082-228-3468
毛利光（もりみつ）、砂田（すなだ）
中国運輸局 尾道海事事務所 運航労務監理官
TEL:0848-23-5235 FAX:0848-23-9414
稲田（いなた）